

高砂市子ども会育成会連絡協議会

ボランティア活動証明書交付事務取扱 規程

（趣旨）

第1条 この規程は、高砂市子ども会育成会連絡協議会（以下、市子連という）が実施する事業のボランティア活動に参加した者から申請があった場合において、高砂市子ども会育成会連絡協議会ボランティア活動証明書（様式第1号。以下「証明書」という。）を交付する事務に関し必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この規定におけるボランティア活動とは、自発的な意思に基づき、見返りを求めずに、他人や社会に貢献する活動をいう。

（証明するボランティア活動等）

第3条 市子連が証明するボランティア活動は、市子連主催事業又は共催事業及びこれらの事業に参加した者。

（申請手続）

第4条 証明書の交付を受けようとする者は高砂市子ども会育成会連絡協議会ボランティア活動証明申請書（様式2号）により、ボランティア活動後に市子連へ申請する。

（交付決定）

第5条 前条の規定による申請があった場合は、内容に不備がないときに市子連理事会に諮り、交付を決定する。

（交付手数料）

第6条 証明書の交付に係る手数料は、無料とする。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、2025年4月1日から施行する。